

神奈川県監査委員公表第1号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月5日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 高岡香
同 太田眞晴
同 森正明
同 大村博信

第1 監査の種別及び実施箇所数

随時監査を出先機関10箇所について実施した。

第2 監査実施期間

平成29年9月7日から同年11月28日まで

第3 監査の結果

1 年度末財務監査

平成28年度の財務に関する事務の執行について、定期監査実施後の財務の執行を中心に調査した次の出先機関5箇所では、監査の結果、2箇所において不適切事項又は要改善事項が認められた。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所（2箇所）

ア 政策局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県西地域 県政総合センター	平成29年10月11日 (平成29年8月22日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、明星林道調査委託業務（ゼロ県債）の設計額の積算に当たり、舗装計画・設計図作成について、設計業務の基準を適用すべきところ、調査業務の基準で積算したため、設計額（4,233,600円）が313,200円過少

		であった。
--	--	-------

イ 県土整備局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県藤沢土木事務所	平成 29 年 11 月 1 日 (平成 29 年 9 月 5 日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成 28 年 11 月分電気料金 (13 件、5,843,527 円) の支払に当たり、誤って 1 件、5,522,919 円について、前渡金口座へ 300,000 円過少に支出したため、同口座に残高不足が生じ 4 件、296,318 円の振替ができず、期限後に支払っていた。その結果、平成 29 年 1 月及び 2 月分の電気料金の支払の際に、口座振替割引の適用取消分及び延滞利息として計 3,260 円を支払うことになった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所 (3 箇所)

- ア 政策局
神奈川県県央地域県政総合センター
- イ 環境農政局
神奈川県環境科学センター
- ウ 県土整備局
神奈川県厚木土木事務所

2 補完的財務監査

平成 28 年度の財務に関する事務の執行について、定期監査において指摘が認められ、その後の対応等を補完的に調査した次の出先機関 5 箇所では、監査の結果、2 箇所において不適切事項又は要改善事項が認められた。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所 (2 箇所)

ア 産業労働局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県かながわ労働センター	平成 29 年 10 月 16 日 (平成 29 年 8 月 24 日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、外壁等改修工事に伴う水道代 (平成 28 年 11 月 2 日から平成 29 年 3 月 6 日分まで 7,551 円) の立替収入に当たり、行政財産の使用許可取扱要領

		に基づき水道事業者からの請求ごとに徴収すべきところ、工事終了後に請負業者から連絡を受けるまで使用の事実を把握していなかったため、総額を一括して徴収していた。
--	--	--

イ 教育委員会

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立鶴見養護学校	平成 29 年 10 月 23 日 (平成 29 年 9 月 8 日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、県立学校施設開放事業に伴い利用者から徴収する電気代実費相当額 1 件、660 円を徴収していなかった。 2 契約事務において、消防設備点検（下半期）及び防火設備・防火対象物点検業務委託契約（契約額 236,736 円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（3箇所）

ア 政策局

神奈川県湘南地域県政総合センター

イ 産業労働局

神奈川県立東部総合職業技術校

ウ 県土整備局

神奈川県厚木土木事務所東部センター